

# 一般社団法人日本ファミリーホーム協議会 出張旅費規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ファミリーホーム協議会（以下「この法人」という）の理事、監事、各委員会の委員長及び委員（以下「役員等」という。）が、正規の手続による出張に関し、必要な事項定めることを目的とする。

## (出張費の支給)

第2条 この法人の役員等が、正規の手続により出張するときは、本規程の定めるところにより予算の範囲内において旅費を支給する。

## (出張費の対象)

第3条 支給の対象となる旅費は役員会で事前に認められた、役員会及び運営会議、各委員会活動、関連団体、議員連盟等の会議（以下「会議」という）への参加旅費。（ただし、総会又は全国研究大会と同時に開催される会議は除く。）並びに会長が認め、役員会において個別に認められた旅費で、予算の範囲内で支給する。

## (出張費の計算)

第4条 旅費は、もっとも経済的な通常の経路および方法によって計算して支給する。ただし、招待者等と同行する場合等、出張の性質、または天災その他やむを得ない事由がある場合は、第4条～10条の原則に依らず、実費によって支給することがある。

## (旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、次のとおりとする。

(1) 交通費 ① 鉄道賃 ② 航空賃 ③ 船賃 ④ 車賃 ⑤ 自家用車賃

(2) 日当

(3) 宿泊費

## (鉄道賃)

第6条 鉄道賃は普通運賃の支給を原則とする。ただし、グリーン車の料金は原則として支給しない。近距離の公共交通機関を利用した場合は、領収証の提出はこれを要しない。但し職務上の必要又は天災その他やむをえない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって難しい場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。

## (航空賃)

第7条 航空機の利用は、原則としてエコノミークラス料金を支給する。

## (船賃)

第8条 船賃は、船舶に乗船して出張する費用にあてる旅費であり、旅客運賃、寝台料金とする。

## (車賃)

第9条 車賃はバス代、タクシー代をいう。タクシーの利用については、公共交通機関がない若しくは著しく不便な場合等に限り認める。近距離の公共交通機関を利用した場合は、領収証の提出はこれを要しない。

(自家用車)

第10条 1. 自家用車賃は、自家用車を使用した場合のガソリン代、有料道路代金及び駐車場代金をいう。ガソリン代は、自家用車を使用する全路程を対象とし、全路程について1キロメートルあたり35円を支給する。なお、全路程の距離の算出には、ナビゲーション等を使用し、最も短い経路の距離を適用する。

2. 有料道路代金及び出張に要した駐車場代金については、領収書を添付し清算する。領収証を徴することができないときは、領収証に代えて支払を証明する書類を提出することを要する。

3. 自家用車の使用については役員等の自己判断に委ねられるものであり、この法人は、役員等に対し、当該役員等が自家用車使用中に生じた事故による一切の損害について責任を負わず、かつ補償もしないものとする。

(宿泊費)

第11条 1. 宿泊費は、別表1に定めるとおり計算して支給する。

2. 宿泊費は以下の各号に該当する時に支給することができる。

- ① 会議等が2日以上に及ぶ場合
- ② 会議等の開始時に適当な交通機関の使用では、職務を遂行出来ない場合
- ③ 会議等の終了時に適当な交通機関の運行が終了している場合
- ④ その他、会長が必要と認めた場合

(日当)

第12条 1. 日当は、別表1に定めるとおり計算して支給する。

2. 日当は、出張のために要した日数に応じて支給する。

3. 会議等が行われていない場合は、支給はしない。

(旅費の請求・支給)

第13条 1. 旅費の請求は、請求書(様式1)に必要事項を記入し、領収証を添付し事務局へ提出する。旅費は概算請求により前渡しすることができる。ただし、概算請求の場合は当該出張の完了後7日以内に清算の手続きをしなければならない。

2. 出張中、私用のため業務を欠いた場合には、その期間に対する旅費は支給しない。

3. 出張中、疾病・傷痍または不可抗力によって滞在の止むなきに至ったときは、請求により、その分の旅費の全部または一部を支給することがある。ただし、この場合には、その理由を確認するに足る証明書を添付することを要し、会長の承認を要する。

4. 他から旅費が支給される場合にはこれを調整し、必要に応じて不足分を支給することができる。

(キャンセル料の取扱い)

第14条 予期せぬ事態又は特別に配慮すべき事由が生じ、会務のための出張を取り止めた場合に生じる旅費のキャンセル料の取り扱いについては、会長と協議して決める。

第15条 本規程の改廃は役員会の議決を経て行う。

附則

本規定は制定の日から施行する。(令和4年7月1日 役員会にて制定)

**【別表 1】**

日当（一日につき）	3,000 円
宿泊料（一泊につき）	実費（上限 12,000 円）